

最近の都財政に関する研究会設置要綱

元財主財第 34 号
平成元年 6 月 9 日
財 務 局 長 決 定
改正 6 財主財第 8 号
平成 6 年 5 月 12 日
改正 12 財主財第 65 号
平成 12 年 8 月 22 日
改正 15 財主財第 76 号
平成 15 年 9 月 5 日

(設 置)

第 1 社会経済の急激な変化に対応して、都財政の課題、地方財政制度のあり方等
財政問題について広く調査・研究を行い、今後の財政運営の参考に資するため、
「最近の都財政に関する研究会」(以下「研究会」という。)を設置する。

(検 討 事 項)

第 2 研究会は次に掲げる事項について調査・研究を行い、その結果を財務局長
に報告する。

- (1) 社会経済の変化と大都市財政について
- (2) その他財政問題に関することについて

(組 織)

第 3 研究会は、学識経験のある者のうちから、財務局長が依頼する委員 20 名以
内をもって構成する。

(任 期)

第 4 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(座 長)

第 5 研究会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(招 集)

第6 研究会は、座長が招集する。

(東京都参与の特別参加)

第7 座長は、研究会に東京都参与（税財政分野）の参加を求めることができる。

(専門調査員)

第8 研究会に、専門的事項を調査するため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

(庶 務)

第9 研究会の庶務は、財務局主計部財政課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し、必要な事項は財務局長が別に定める。

附 則（平成元年6月9日）

この要綱は、平成元年6月9日から施行する。

附 則（平成6年5月12日）

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則（平成12年8月22日）

この要綱は、決定日から施行する。

附 則（平成15年9月5日）

この要綱は、決定日から施行する。